様式 2 申請受付終了後、受験者数により口述試験日割を変更する場合がある。 (注2. 参照)

定期試験(口述試験)日割表

北陸信越運輸局 令和6年7月施行

	月日	曜日	北陸信処理制局 7和04/月施1] 試験の種別		
	, ,	-EH	六級海技士(航海)	·	
第1日	8月5日	月	五級海技士(航海)		
			四級海技士(航海)		
			三級海技士(航海)		
			二級海技士(航海)		
			一級海技士(航海)		
			五級海技士(航海)		
第 2 日	8月6日	火	四級海技士(航海)		
			三級海技士(航海)		
			二級海技士(航海)		
			一級海技士(航海)		
第 3 日	8月7日	水	五級海技士(航海)		
			四級海技士(航海)		
			三級海技士(航海)		
			二級海技士(航海)		
			一級海技士(航海)		
第 4 日	8月8日	木	五級海技士(航海)		
			四級海技士(航海)		
			三級海技士(航海)		
			二級海技士(航海)		
			一級海技士(航海)		
第 5 日	8月9日	金	五級海技士(航海)		
			四級海技士(航海)		
			三級海技士(航海)		
			二級海技士(航海)		
			一級海技士(航海)		
第6日	8月19日	月	五級海技士(航海)	六級海技士(機関)	
			四級海技士(航海)	五級海技士(機関)	
			三級海技士(航海)	四級海技士(機関)	
			二級海技士(航海)	三級海技士(機関)	
			一級海技士(航海)	二級海技士(機関)	
				一級海技士(機関)	
第7日	8月20日	火	五級海技士(航海)	五級海技士(機関)	
			四級海技士(航海)	四級海技士(機関)	
			三級海技士(航海)	三級海技士(機関)	
			二級海技士(航海)	二級海技士(機関)	
			一級海技士(航海)	一級海技士(機関)	
	8月21日	水	五級海技士(航海)	五級海技士(機関)	
			四級海技士(航海)	四級海技士(機関)	
第8日			三級海技士(航海)	三級海技士(機関)	
			二級海技士(航海)	二級海技士(機関)	
			一級海技士(航海)	一級海技士(機関)	

※この日割りは北陸信越運輸局のみであり、全国同一ではありません。

- 注 1 身体検査は、口述試験の開始前に行う。
 - 2 受験者数が予定より増加し、日割どおりに実施できない場合は日割を変更し、申請受付終了後にあらためて日割表を掲示する。
 - 3 各受験者個々の口述試験の実施日は、従来どおり各級の筆記試験合格発表日 にあわせて掲示する。
 - 4 やむを得ない場合において、口述試験日の指定をするものにおいては、所属する長(所属部署の長又は所属船舶の船長等)の署名捺印をした理由書を提出すること(様式は定めない)。ただし、口述試験の実施日程上希望通りにならない場合がある。

3.2 (必要的 できません) (必要的 できなん) (必要的 できなん)

試験開始期日 令和6年7月1日 申請受付期間(郵送の場合、消印日有効です) 筆記・口述 <u>令和6年5月27日(月) から 令和6年6月17日(月) まで</u> 口述のみ <u>令和6年5月27日(月) から 令和6年7月 1日(月) まで</u>

※同一定期試験時期に2つ以上の試験種別(併科・同時受験のみ)を受験する場合、 試験種別毎の申請書を**同時に申請する**必要があります。また、他の受験地での受験はできません